

## 広報よりい有料広告掲載実施要領

平成18年12月1日決裁

平成29年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、寄居町有料広告掲載取扱要綱（平成18年寄居町告示第171号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する広報よりい（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報の紙面のうち、町長が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載枠は、縦48mm×横89mmを1単位とする。2枠連続のときは、48mm×181mmとする。

(掲載)

第4条 広告を掲載する枠数は、1号につき4枠とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

2 1号における広告掲載枠の割り当ては、1事業所につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲内で複数枠に掲載することができる。

(募集)

第5条 広告の掲載の募集は、6月ごとに行うものとする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、随時募集又は個別に案内することができる。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1号の1枠につき5,000円とする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告の掲載料は、決定通知後14日以内に町長の指定する納付書により納付するものとする。

(広告内容等)

第8条 広告のデザイン及び内容は、広報よりいのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

(留意事項)

第2条 広告の表示内容等は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町が推奨していると誤解をされるような表現をしないこと。
- (2) 虚偽又は誇大な表現をしないこと。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要とする事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。